## 新型コロナウイルスに係る日本人に対する各国・地域の 入国制限措置及び入国に際しての条件・行動制限措置

令和5年5月1日現在 外務省 HP ほか

※下記は、外務省 (https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\_world.html) や厚生労働省 (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\_00209.html)、在外公館 HP 等を 参照し取りまとめておりますが、渡航関連情報は都度変更されますので、実際に渡航を検討される際には外務省や訪問先の在外公館などの情報を必ずご確認ください。

## 1. 日本人に対して入国制限措置をとっている国・地域

対象国·地域	出張可否	入国制限措置
タイ	0	・国籍を問わず、全てのタイプのビザ申請の受付中。ただし、オンアライバル・ビザで
		の入国は一部の国を除き不可である(日本国籍も対象外)。全てのタイへの渡航者
		は、各種の防疫措置を取ることが必要。
中国	0	・2023年1月29日から、一時的に停止していた中国を訪れる日本人へのビザの発
		給を再開。
		・2023 年 3 月 15 日から、観光を含むあらゆる種類のビザ申請の受付を開始。(団体
		旅行を除く)
		・日本から中国への航空便搭乗の際には、(1)搭乗前 48 時間以内の抗原検査また
		は PCR 検査の上で、(2)検査結果をあらかじめ中国税関に申告する必要。抗原検査
		は自ら検査キットで行う。
香港	0	2023年2月6日より、海外から香港に入境する非香港居民が、ワクチン完全接種者
		である要件が撤廃。

## 2. 日本人に対して入国に際して条件や行動制限措置を課している国・地域

対象国·地域	行動制限措置
韓国	2022年11月1日以降、日本人が観光や知人訪問、商用等、90日以内の短期滞在目的で韓国
	に入国する場合には、ビザ取得不要。 ただし、ビザなしで韓国に入国する際には、入国前(航
	空機・船舶搭乗の72時間前まで)に予め「電子旅行許可制度(K-ETA)」への登録申請・許可
	が必要。
タイ	2022 年 10 月 1 日よりタイ国籍者及びタイ国籍を有しない渡航者ともに、ワクチン接種状況によ
	らず全ての渡航者に対して入国時におけるワクチン接種証明書及びもしくは新型コロナウイル
	ス陰性証明書の提示不要。
米国	米国への入国(空路)に際しては、18 歳以上の非移民である非米国市民に対し、ワクチン接種
	証明及び宣誓書の提示が義務付けられる(一部免除あり。※)
	※免除が認められる者
	●18歳未満の者 ●健康上、ワクチン接種が禁忌である者(医師の署名等が記載されたレター
	が必要。)等。ワクチン接種証明の免除を受けて入国した場合、米国入国から 3~5 日後の検
	査、及び陰性であっても5日間の自己隔離の手配が必要。
ベトナム	ベトナム入国後の隔離は不要だが、入国後 10 日間は自己健康観察が必要。
香港	全ての入境者に対して入境前の PCR 検査等は不要。全ての入境者は、入境 0 日目から 5
	日目の間、毎日、迅速抗原検査を実施することが推奨される。
	なお、香港から中国本土へ入境する場合、過去7日以内(出発日又は出発日の前日から7
	日以内)に日本を含む外国、台湾に滞在歴がある者は、出発前 48 時間以内に PCR 検査を実
	施する必要がある。
中国	・2023年1月29日から、一時的に停止していた中国を訪れる日本人へのビザの発給を再開。
	・中国渡航後の PCR 検査及び集中隔離は不要になり、健康状態の申告内容に異常がなく税関
	の通常の検疫で異常がなければ、入国後の行動への制約はなし。

## 3 日本帰国時の入国制限緩和

- 1.入国後の自宅等待機期間の変更(令和4年10月11日以降)
- ・日本入国時の検疫措置は、全ての帰国者・入国者について、原則として、入国時検査を実施せず、 入国後の自宅又は宿泊施設での待機、待機期間中のフォローアップ、公共交通機関不使用等は 求めない。※<u>令和5年4月29日以降、すべての入国者に対して、有効なワクチン接種証明書又は</u> 出国前検査証明書の提示が不要。
- ・<u>令和5年4月29日午前0時(日本時間)以降、中国(香港・マカオを除く)からの直行便での入国者を対象に実施していた「サンプル検査」等を、他の国・地域からの入国者と同様の有症状者への入</u>国時検査に変更。
- ・<u>ただし、新型コロナウイルス感染症の有症状の入国者に対して現在実施している入国時検査及び</u> 新型コロナウイルス感染症陽性判明時における施設等での療養を5月8日午前0時まで継続し、5 月8日午前0時に感染症ゲノムサーベイランスを開始。
- ・日本への入国手続きをスムーズに行うため、Visit Japan Web サービスの登録が必要。